

IFLA/UNESCO

多文化図書館宣言

宣言を理解する: ワークショップ

IFLA/UNESCO多文化図書館宣言について

- IFLA **多文化社会図書館サービス分科会**により作成された。
- 分科会は、**文化的・言語的マイノリティ**のニーズに応える図書館サービスの発展と可能性に関心を持つ図書館・機関を結びつける。
- 2006年8月IFLA運営理事会の承認を受け、2009年10月 **UNESCO**第35回総会で採択された。

宣言 序文

- 「文化的多様性」あるいは「多文化主義」
 - 異なる文化の共生と交流;
 - 文化とは、社会または社会集団に特有の、精神的、物質的、知的、感情的特徴;
 - 文学、生活様式、共生の方法、価値観、伝統及び信仰を含む。
- 文化的多様性あるいは多文化主義は、地域社会およびグローバル社会における総合力の基盤である。
- 定義はUNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity, 2001に基づく。

原則

グローバル社会では一人一人が、すべての図書館・情報サービスを受ける権利を持っている。文化的・言語的多様性に取り組むにあたって、図書館がすべきことは以下のとおりである:

- その人が受け継いだ文化や言語によって差別することなく、**コミュニティの全構成員**にサービスする;
- 利用者にとって**適切な言語と文字**で情報を提供する;
- すべてのコミュニティとあらゆるニーズを反映した、**幅広い資料やサービスを利用する手段**を提供する;
- **コミュニティの多様性を反映した職員**を採用し、協力して多様なコミュニティにサービスできるよう訓練を施す。

多文化図書館サービスの使命 (1)

- 文化の多様性に価値があるという**認識を促し**，文化的な対話を育む;
- **言語の多様性と母語の尊重を奨励する**;
- 幼いころから複数の言語を学習することを含め，**複数言語の共生を促進する**;
- **言語的・文化的遺産を守り**，それらの言語での表現，創造，普及を援助する;
- **口承および無形文化遺産の保護を支援する**。

多文化図書館サービスの使命 (2)

- 多様な文化的背景を持つ人々および集団の**包摂と社会参加を支援する**;
- **デジタル時代における情報リテラシーと情報通信技術の修得を奨励する**;
- サイバースペースでの**言語の多様性を促進する**;
- 誰でもサイバースペースが利用できる**ユニバーサル・アクセスを奨励する**;
- 文化的多元主義に関する**知識**と最良の実践例(ベスト・プラクティス)の**情報交換を支援する**。

管理と運営

- 文化的・言語的に多様なコミュニティのために行う図書館・情報サービス活動は、「別個のもの」とか「付け足し」ではなく**中心**となるものであり、また、常にその地域のニーズあるいは特定のニーズを満たすように計画を立てるべきである。
- 図書館は、文化の多様性に関連した使命・目的・優先順位・サービスを明記した**政策および戦略計画**を立案することが求められる。
- 図書館は、地域レベル、国レベル、国際レベルで、関連する**利用者集団および専門家**との協力を促進するべきである。

中心的活動

- デジタル資源およびマルチメディア資源を含む，多文化・多言語のコレクションとサービスを提供する；
- 口承文化遺産，先住民文化遺産，無形文化遺産に特に配慮して，文化的な表現と文化遺産を保存するための資源を配分する；
- 利用者教育，情報リテラシー，ニューカマーのための情報資源，文化遺産，クロスカルチュラルな対話を支援するプログラムなどを，図書館に不可欠のサービスとして組み込む；
- 情報の組織化とアクセス・システムを通して，利用者が適切な言語で図書館資源を利用できるように準備する；
- 多様な集団を図書館に引き付けるために，マーケティングと適切な媒体に適切な言語で書かれたアウトリーチ資料を開発する。

職員

- 図書館職員は、**利用者と情報資源**の積極的な**仲介者**である。
- 職員に対して、多文化コミュニティへのサービス、クロスカルチュラルなコミュニケーションと文化に対する感受性、反差別、文化と言語を中心に、**専門家教育と継続的な訓練**を実施することが求められる。
- 多文化図書館の職員構成は、**コミュニティの文化的・言語的特徴**を反映していなければならない。それは、文化を意識させ、図書館がサービスするコミュニティを反映し、コミュニケーションを促進することになる。

財政・法令・ネットワーク

- 文化的に多様なコミュニティに図書館・情報サービスを無料で提供するために、政府と他の関係する政策決定機関は、図書館や図書館システムを確立し、十分な**財政措置**を行うことが求められる。
- すべての図書館は、政策を展開する際、**地域ネットワーク**、**全国ネットワーク**、**国際ネットワーク**に参加しなければならない。
- **調査結果および最良の実践例**（ベスト・プラクティス）は、効果的な多文化図書館サービスの指針とするために、広く普及させることが重要である。

宣言の履行

- **国際社会**は、図書館・情報サービスが、文化的・言語的多様性を促進し、維持する役割を担っていることを認識し、支援するべきである。
- 世界中のあらゆるレベルの**政策決定者**ならびに図書館界は、本宣言を普及し、ここに示された原則と行動を履行することが求められる。